

議案第 14 号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「16,600円」を「21,900円」に改め、同条第3号ア中「24,600円」を「28,800円」に改め、同号イ中「12,300円」を「14,400円」に改め、同号ウ中「18,450円」を「21,600円」に改める。

第20条中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第28条中「240,000円」を「260,000円」に改める。

第37条第1項各号列記以外の部分中「650,000円」を「660,000円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改め、同条第2項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第3項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

第38条の3第1項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第2項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「650,000円」を「660,000円」に改め、同条第5項中「650,000円」を「660,000円」に、「240,000円」を「260,000円」に改め、同条第6項中「650,000円」を「660,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の野田市国民健康保険条例第15条、第20条、第28条、第37条及び第38条の3の規定は、令和7年度以後の年度分の保

険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

千葉県が示す標準保険料率との乖離^{かい}を縮小することを目的として保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額及び軽減判定所得に関する規定を整備しようとするものである。

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市国民健康保険条例(昭和43年野田市条例第25号)

改 正 案	現 行
(基礎賦課額の保険料率) 第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>21,900 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯1世帯について <u>28,800 円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について <u>14,400 円</u> ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について <u>21,600 円</u> (基礎賦課限度額) 第20条 第13条の基礎賦課額は、 <u>660,000 円</u> を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第28条 第22条の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>260,000 円</u> を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>660,000 円</u> を超える場合には、 <u>660,000 円</u>)とする。	(基礎賦課額の保険料率) 第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 被保険者均等割 被保険者1人について <u>16,600 円</u> (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯1世帯について <u>24,600 円</u> イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について <u>12,300 円</u> ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって当該特定同一世帯所属者が法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月の翌月から同日の属する月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 1世帯について <u>18,450 円</u> (基礎賦課限度額) 第20条 第13条の基礎賦課額は、 <u>650,000 円</u> を超えることができない。 (後期高齢者支援金等賦課限度額) 第28条 第22条の後期高齢者支援金等賦課額は、 <u>240,000 円</u> を超えることができない。 (低所得者の保険料の減額) 第37条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が <u>650,000 円</u> を超える場合には、 <u>650,000 円</u>)とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に305,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に560,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に295,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に545,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。こ

の場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第30条」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第38条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第30条」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第37条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の

の場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と読み替えるものとする。

- 3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第30条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第38条の3 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第4項に掲げる場合を除く。)

(1)・(2) (略)

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第22条」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第30条」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と読み替えるものとする。
- 4 当該年度において、第37条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の

各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 660,000 円 を超える場合には、660,000 円)とする。

(1)・(2) (略)

- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 22 条」と、「660,000 円」とあるのは「260,000 円」と読み替えるものとする。

- 6 第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 30 条」と、「660,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。

各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円 を超える場合には、650,000 円)とする。

(1)・(2) (略)

- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 22 条」と、「650,000 円」とあるのは「240,000 円」と読み替えるものとする。

- 6 第 4 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 30 条」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と読み替えるものとする。